

イリシャ・E・ライスに関する幕末英文史料 ―日米相互の理解と誤解をめぐって―

葉 濟 保 裕 ・ 飯 倉 章

【要旨】

幕末の開国をめぐる歴史では、とかく列強の砲艦外交による日本への強制が強調される傾向があった。しかし、幕末史には、列強の砲艦外交と日本の屈服という図式だけでは語り切れない、交渉と摩擦を通しての相互理解の歩みが読み取れる。それを明らかにするのが、本稿の第一の目的である。

1857年4月29日（安政4年4月6日）、一人のアメリカ人が捕鯨船に乗って箱館に来航した。肩書はアメリカ政府貿易事務官（Commercial Agent. 通商代理人ともいう）。この男がイリシャ・E・ライスであった。彼は5月1日に箱館に合衆国貿易事務所（United States Commercial Agency. 通商代理事務所ともいう）を開設し、日米修好通商条約が締結される前から通商関係の調整に当たった。日米間では1853年のペリー来航以来、1858年まで三つの条約・協約が締結され、日米双方はそれらの履行のために努力を重ねた。開港間もない箱館でアメリカ側の責任者として重責を担ったのがライスであり、彼がかかわった案件や事象は広範囲に及んだ。そうして彼は、箱館在留米国貿易事務官から初代箱館駐在米国領事へと、その職分を高めていったのである。

ライスに関する日本側の記録は、大日本古文書幕末外国関係文書においては、1857年から始まる。本稿ではそのうち、日米修好通商条約批准のため遣米使節が出発する1860年初頭の直前である1859年の記録に着目し、ライス発・ライス宛の英文書簡のうち重要なものを翻訳・紹介し解説しながら、当時の日米相互の理解と誤解の要因を探求する。また、今回訳出したものは現代語訳ではいずれも初めてであるが、これらには幕府の通詞による和訳が存在する。その訳文を検討することは、当時の幕府の国際商慣習や国際的な政治経済の理解の水準を知ることにもつながる。論考においては適宜、それらの点も検討した。日米外交の初期において、箱館で活動したライスの文書を研究することは、日米外交や西欧列強との外交、ひいては後の日本の近代化を問い直す点で重要であると考ええる。

キーワード：イリシャ・E・ライス 貿易事務官 日米修好通商条約 幕末日米関係史

はじめに

1853年と1854年に二度にわたって日本に来航したアメリカ特派大使のマシュー・C・ペリー (Matthew Calbraith Perry, 1794～1858年) 提督は、砲艦外交を展開して徳川幕府に開国を要求し、日米両国は1854年3月31日、日米和親条約(神奈川条約ともいう)の締結に至ったと言われている。この条約ではまず、日本側がアメリカ船のために下田・箱館(現代の表記では函館)の両港を開き、薪水・食料・石炭その他の必需品を供給することが定められた(同条約第2条)。この条約に基づき、下田にはその後、領事館が置かれることになった(同条約第11条)。そのアメリカの初代駐日総領事として1856年8月21日に下田に渡来し、総領事館を開いたのがタウンゼント・ハリス (Townsend Harris, 1804～78年) であることはよく知られている。ハリスは条約改定全権委員でもあり、幕閣と交渉を重ね、1858年7月29日、日米修好通商条約14か条と貿易章程7則の調印にこぎつけた(施行は翌年になる)。幕府は朝廷の承認が得られないままこれらについて、いわゆる違勅調印をして、その後の国内の紛争に火種をつくったが、この条約により「神奈川(横浜)、箱館、長崎、兵庫、新潟の5港と江戸、大坂の2市を開いて自由に貿易を行う」ことがアメリカには可能となった。ところで、もう一つの開港場となった箱館にはハリスから遅れること8ヵ月余り、1857年4月29日(安政4年4月6日)一人のアメリカ人が捕鯨船に乗って来航した。それがイリシャ・E・ライス (Elisha E. Rice, 1820～1885年。生年については諸説ある¹⁾) である。肩書はアメリカ政府貿易事務官 (Commercial Agent. 通商代理人ともいう) である。彼は5月1日に箱館に合衆国貿易事務所 (United States Commercial Agency. 通商代理事務所ともいう) を開設し、修好通商条約が締結される前から通商関係の調整に当たった。この頃、アメリカ国務省は、自国の通商上の利益を守り増進させるために、国交を樹立して間もない国に貿易事務官を派遣しており²⁾、ライスの派遣もその一環である。なお、その後、ライスは1865年(1864年とする説もある)に領事に任命され、1871年(明治4年)まで、箱館戦争の激動の時代を挟み、米国領事として勤務した³⁾。なお、首都ワシントンで発行されていた『イヴニング・スター』紙の1865年1月19日号の記事には、「昨日の上院による承認」という小さな記事の中に、「メイン州のイリシャ・E・ライスが箱館で領事となること」とある。合衆国憲法第二条第二項には、領事は大統領が指名し、上院の助言と承認を得て任命するとあるので、正式任命は1865年1月18日以降であったと推測される⁴⁾。

本稿は、大日本古文書幕末外国関係文書に収録された、ライス発・ライス宛の英文書簡を翻訳・紹介し解説するとともに、当時の日米相互の理解と誤解の要因を探るものである。ライスの書簡は函館日米協会編『箱館開化と米国領事』(北海道新聞社、1994年)にて一部翻訳・紹介されているが⁵⁾、今回訳出したものは現代語訳はいずれも初めてである。ただ、幕末当時、幕府がライス関連のこれらの英文書簡を訳出している事例も残されている。それらの幕府の和訳は、当時の幕府の国際商慣習や国際的な政治経済の理解の水準を知る上でも貴重

であり、解説においては適宜、それらも併せて検討した。

なお、筆者の一人、葉済保裕は、1854 年日米和親条約を起点とし 1858 年日米修好通商条約を経る日米交流を、捕鯨業の観点からこれまで考察してきた。もう一人の筆者、飯倉章は博士後期課程の指導教員として、その研究を指導してきた。

幕末の開国をめぐる歴史では、とかく列強の砲艦外交による日本への強制が強調される傾向があった。しかし、アメリカは捕鯨業を日本との通商の糸口と考え、一方幕府は箱館において当時先端産業であった捕鯨業を起業し、蝦夷地開発と結びつけたいと考えた。さらに幕府は、南下するロシアを含めた西洋列強との間に、独立・対等の関係を築こうとした。その過程で幕府は相互の利益に配慮し、アメリカを含めた西洋列強と交渉を繰り返し、歩み寄りもしている。幕末史には、列強の砲艦外交と日本の屈服という図式だけでは語り切れない、交渉と摩擦を通しての相互理解の歴史もあるのである。

本稿では 9 文書を訳出し、同時に論考も付し、日米最初の経済摩擦とも言うべき、生々しい交渉過程を明らかにする。

なお 9 文書のタイトルは、弁別を容易にするために幕府の和訳に付された大日本古文書のタイトルを用いる。英文書簡にはタイトルはない。また幕府訳などの旧字体の字句は、適宜、新字体・現代語に改め、送り仮名を付したことがある。さらに訳文中の [] は筆者による補足である。

1. 囚人入牢並び米船逃亡者取押えの件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 LXXI 番、65 頁（幕府訳参照『大日本古文書幕末外国関係文書之二十四』127 番、221～22 頁）

〔翻訳文〕

合衆国貿易事務所

箱館 1859 年 7 月 25 日

奉行閣下

本日、私は貴殿〔箱館奉行〕の牢獄に男二人を連行した。しかし、貴殿の看守は決して入牢させようとはしなかった。これは条約に従っていない。どうか、私が送り届けた囚人すべてを入牢させ、貴殿が自国人にするのと同じに食事を与えるよう牢獄の看守に命じていただけないだろうか。

昨日、男 8 人が船舶オメガ号より逃亡してしまった。奉行所の役人たちは彼らを見つけていない。——役人たちの対応はとても遅い。これは好ましいことではなく、船長は問題と損失を多く抱えている。どうか、奉行所の役人たちにもっとまじな働きをするように、命じて

くれないだろうか。もし、役人たちが職分を果たすならば、2 時間もあれば男たちを逮捕できるだろう。

恭慶謹言

E・E・ライス

合衆国貿易事務官

〔論考〕

オメガ号はおそらく捕鯨船であろう。捕鯨船からの船員の脱走は、当時珍しいことではなかった。書簡からは奉行所の役人たちは、逮捕に積極的に協力せず、また牢獄にライスが連れてきた男たちも入牢させようとしなかった。これを条約（日米修好通商条約）に従っていない（違反とまでは言わない）とライスは訴えている。治外法権を認めた日米修好通商条約第 9 条には、米国領事の要請があれば外国人の罪人を日本の牢獄につなぐことに協力すべしとあるので、ライスは領事ではないが同条を根拠として日本側に協力を要請したと考えられる。また、米国の獄舎・監舎は建てられていなかったのも、日本側は収監について協力する必要があった。但し、これらの脱走者の裁判権は米国側にある。奉行所の役人の立場からすれば、外国船からの脱走者を、危険を冒して捕まえたり、収監したりすることは、複雑かつ面倒で、迷惑な余計な仕事という感覚もあったのではなかろうか。

〔幕府訳について〕

幕府訳と現代訳に大きな相違はない。条約については、「条約に基づかず」（原文：基かず）と訳出している。条約違反という申し出でないことは、幕府側も理解していたのであろう。幕府側の翻訳者（通詞）の能力も高い。ただし、最後の「2 時間」を通詞は「二時」（にとき。4 時間）と訳している。この点は、意図的でないとしたら、ありがちの誤訳であろう。

なお奉行の英訳は Governor で、知事・総督という立場であると理解されていたと言えよう。

2. 貨幣引換の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 LXXXII 番、77 頁（幕府訳参照『大日本古文書幕末外国関係文書之二十七巻』15 番、38 頁）

〔翻訳文〕

アメリカ企業、チャールズ・A・フレッチャー社の代表
トーマス・S・スチーブンソンより箱館在勤合衆国貿易
事務官 E・E・ライス宛の書簡

箱館 1859 年 9 月 28 日付

箱館 1859 年 9 月 28 日

E・E・ライス殿

合衆国貿易事務官

謹啓

我々が合衆国の商人としてせざるを得ない以下の不服申し立てについて調査いただきますよう是非ともお願い申し上げます。

すなわち、我々の代表者スチーブンソン氏は、昨日御用所で 60 ルーブルを日本貨幣へ両替するよう申請いたしましたところ、そこの役人は同氏に日本貨幣の持ち合わせがないと、告げました。それ故に、その役人は有無を言わせず両替を断ってきました。——しかるに、数分後、あるロシア士官がやって参りまして、スチーブンソン氏の面前で 50 ルーブルの両替を行ったのでございます。——

本日、我々は再度 40 ルーブルの両替を申請いたしましたところ、わずか 10 ルーブルばかりの両替金を受け取りました。すると、ロシア士官がやって参りまして、またしてもスチーブンソン氏の面前で 60 ルーブル以上を両替したのでございます。目下の事情はこのようなようですが、そうではなく商人たる我々がいかなるロシア士官よりも多額の日本貨幣を必要としていると存じます。

あなたの忠実な僕

C・A・フレッチャー商会代表

T・S・スチーブンソン

〔論考〕

1859 年修好通商条約締結国との貿易開始に伴い、幕府は諸外国との為替問題に直面した。その過程で幕府側には貨幣不足が生じ、外国人からすると、自由に両替できない事態に陥ることになった。

この背景には日本からの金貨流出があると考えられる。当時、金銀比価は国際相場 1 対 15 に対して国内相場は銀高の 1 対 5 程度であった。国内外に大きな差があった。そのため、1859 年（安政 6）の開港とともに、大規模な金貨流出が始まった。いわゆるペリー以来の「同種同量の原則」が銀貨に適用され、その秤量により世界貿易の決済銀貨であるメキシコドル 1 枚は日本の一分銀 3 枚に相当するとされていた。これに目を付けた外国商人は、日本に洋銀を持ち込み金貨に替えて海外に持ち出し、上海などで再び洋銀に替えるとおよそ 3 倍の洋銀を手にすることが可能であった。つまり、貿易そのものよりも為替による多額の利益が得られる仕組みがあった。

この問題に対応するため、日本側（幕府側）とアメリカ側（外国側）で交渉が行われた。その一つに、アメリカ側（外国側）に改鋳料ともいうべき交換手数料が両替時に加味されることがあった。明文化されたのは、1857 年 6 月 16 日の日本国米利堅〔メリケン：アメリカのこと〕合衆国条約（日米下田追加条約）第 3 条においてである。しかし、これは、当時の

世界貿易通貨であるメキシコドルとの両替に影響して、外国商人にとっては損失が見込まれることがあった。

また、幕府は貨幣の改鑄でこの問題の解決を図ろうとした。すなわち、安政の改鑄である。天保小判と天保一分銀の質を大幅に落とし、安政小判と安政一分銀に改鑄し、さらに安政二分銀を新鑄し、金銀比価を銀安にすることとし、およそ 1 対 17 とした。この結果、国際相場の 1 対 15 よりも銀安になった。しかし、ハリスらによる「条約違反」との抗議から、わずか 2 ヶ月で、幕府は鑄造中止に追い込まれた。その後、1860 年（萬延元年）4 月の改鑄により、1 両当たりの純金量を 1/3 に減らした萬延小判を発行したことで、国内外の金銀比価に大きな違いがなくなり、1859 年の開港以来続いた金の海外流出は止まった。推計では、その流出量は半年間で少なく見積もっても 10 万両、多く見積もると 50 万両に達する。幕末に至ると幕府の財政逼迫などの理由から、小判の鑄造はあまり行われることがなくなった。市中では出回っている小判（金貨）を秤量で銀貨（一分銀等）と交換しながら、銀貨を中心とする金銀二本立による貨幣経済を維持していた日本にとって、痛手となったことは想像に難くない。

当時、条約締結国の商人ばかりでなく海軍の士官および水兵も日本の現金を入手することは可能であった。大日本古文書幕末関係文書之四十一の 71 番によると、これはロシア人に限ったことではなかった。士官は日本滞在中、一日 3 メキシコドル、水兵は一日 1 メキシコドルを日本通貨（一分銀）と交換することが可能であった。この書簡から推測されることとしては、箱館滞在中の生活の用のためのみならず、海軍士官や水兵もこの仕組みを利用して、法外な利益を得ていた可能性があることである。

日本と西洋列強との修好通商条約は、日本と条約締結国との間の貿易による相互利益を目的としていた。しかし、望ましい相互の貿易による利益を生む前に、当時の国際貿易の決済通貨であるメキシコドルとの交換で躰いたのである。

[幕府訳について]

最初のライスへの不服申し立ての調査依頼の部分が、「次の訴において、爾、親睦にあることを請ふ」となっている。意図的に調査依頼があったことを曖昧にしたのか、単なる誤訳なのかは判然としない。また会社・商会等を意味する Company の Co. は、「組合」と訳されている。該当部分の訳は名村五八郎。

3. 奉行所取扱不法につき損害賠償の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 LXXXV 番、79～81 頁（幕府訳参照
『大日本古文書幕末関係文書之二十七巻』146 番 299 頁）

〔翻訳文〕

箱館在勤合衆国貿易事務官
イリシャ・E・ライスから箱館奉行所
への書簡
箱館 1859 年 10 月 24 日
合衆国貿易事務箱館支庁
1859 年 10 月 24 日

箱館奉行 津田近江守閣下各位

謹啓

私は、この政府〔箱館奉行所のこと〕に対して以下のような不服申立書の写しを同封の上、貴殿にお送りいたします。それは、私の商売その他に対して昨年の奉行閣下が不正かつ不法な介入をしたことに対してであります。役人の誤った考えや行為により発生した損害に対して政府が賠償金を支払うのは極めて当然です。フランスとメキシコは、政府の役人やその他の人々の不正な介入によりアメリカ市民が被った損害に対して極めて多額の補償金を支払いました。

私の不服申立は、近江守、あなた様も認めざるを得ないように正当であり、他の貴殿のような高官や高貴な方々も認めるでしょう。これまで私に賜ったご厚情を持ってお会い下さるならば、閣下も私も十分に納得した形で、この問題が解決できるでしょう。もし、閣下が私の考えているように、正しく処理する気があるならば、解決が遅れたり問題となったり感情的にしこりが生ずることはないでしょう。

謹白

E・E・ライス

不服申立の写し

箱館政府〔箱館奉行所〕に対する E・E・ライスの不服申立書

第 1 の不服申立

下田追加条約に従って、1857 年 5 月から 1859 年 7 月の間、改鑄による 6%分を控除した後⁶、メキシコドルは実際の価値を下回ったので、967 ドル 40 セントを要求する。

第 2 の不服申立

1 ピクルあたり 75 セントで契約したジャガイモ 5,000 ピクルのうち、1,030 ピクル分を除い

た分の引き渡しは契約不履行となっていることに対する要求。総額 2,975 ドル。[計算すると、 $(5000-1030) \times 0.75=2,977.5$ となり、ほぼ一致する]

第 3 の不服申立

昨年の奉行による 38 隻との貿易にかかわる違法な介入に関すること。損失は奉行が得た総利益に比例して見積もると、1857 年から 1858 年にかけては 16 隻との間で、4,217 ドル以上に上る。従って、先の奉行による違法で不法な介入により生じた損害は、10,015 ドル 28 セント以上である。ここに私は、上述の内容が、私が知り信ずる限りでは、真実の申立であると証明するものである。

E・E・ライス

個人として、上記の E・E・ライスは私の前に現れ、彼が署名した上記の彼の申立は、彼が知り信ずる限りでは真実であると宣誓しました。

印

(署名) I・ゴスビッチ
ロシア国領事

私は以下のことを証明いたします。箱館奉行所に対する E・E・ライス閣下による不服申立の内容と彼が提出した証拠を精査いたしましたところ、江戸駐在アメリカ公使タウンゼント・ハリス閣下の決定に照らせば、ライス閣下の不服申立は正当であり、その損害は償われるべきである。

(署名) I・ゴスケビッチ
領事

1859 年 10 月 22 日
箱館

[論考]

1854 年の日米和親条約締結にともない、アメリカ捕鯨船に食料や捕鯨関係の物資の供給が開始された。そして、アメリカ以外の各国の船にも食料や船舶関連の物資の供給が始まった。捕鯨船員の生命財産の安全確保を可能にする点で、食料特に生牛乳と生牛肉とジャガイモの確保は極めて重要であった。生牛肉は船員が長い航海で病気を防ぎ体力を維持する食料として貴重であり、長期保存ができるジャガイモは、長い航海に適していた。そのため、箱館開港以来、港の港湾設備の整備と並び、牛乳と牛肉とジャガイモの安定供給が急務だった。幕府が箱館でジャガイモの試作を経て生産できるようになった背景には、ライスの指導があったとされる（ライスは他に牛の飼育・搾乳なども指導したとされる）。日本とアメリカが交渉を重ね、生牛肉とジャガイモの自由販売が可能になったのは、この訴状にある 1859 年末で、生肉は 11 月 20 日、ジャガイモは 12 月 16 日である。

本史料のジャガイモの訴えは、このような状況で起きたと考えられる。ジャガイモは日本で五升芋とも呼ばれ、アメリカ捕鯨船の活動を支えるためには必須であった。ライスはアメリカ合衆国箱館在留貿易事務官である。その箱館での仕事には、アメリカ捕鯨船の入出港をチェックしたり支援したりすることがある。なかでも、重要な仕事の一つに捕鯨船の箱館寄港を見据えたジャガイモの確保があった。

また、ライスは当時の東アジアでの国際貿易の現状に気を配らなければならなかった。前「史料 2. 貨幣引換の件」の論考で述べた国際貿易の決済銀貨メキシコドルと日本貨幣との引換に絡む問題への対応である。日本金貨流出が止まってからも、問題が山積していた。すなわち、国内のインフレーションの発生と慢性化である。改鋳による純金比率の低下とその後の政治的・社会的混乱のなかで激しいインフレーションに見舞われたのである。

このような日本国内のインフレーションは、国内でのジャガイモをはじめとするアメリカ捕鯨船への供給物資価格の高騰を招いたと推測させる。そのため、翌春以降に日本近海の捕鯨操業と箱館寄港を予定していたアメリカ側はそれらの入手が難しくなり、ライスはジャガイモの確保に神経をとがらせたと考えられる。

[幕府訳について]

政府が、地方政府である「箱館御役所」（箱館奉行所）を意味したり、中央政府を意味したりすることを訳注で示すなどして、正確であろうと心掛けている。箱館奉行は三人の輪番制であったので、この文書はこの時点の奉行である津田近江守に送ったものであるが、前年の担当奉行の不法行為に対する損害賠償請求を奉行所に対して申し立てるという形になっている。

原文では奉行の不当な「介入」を明確に指摘しているが、幕府通詞はそのまま訳すことをまずいと思ったのであろう、「奉行不直不法の談判の為」と「介入」(interference)に「談判」という訳語を当て、指摘を恐らく意図的にぼかしている。また、「他の貴殿のような高官や高貴な方々も」の部分は奉行よりさらに上の老中や将軍を意味するとも思われるが、「貴下の如き高貴人」と簡潔に訳し、この点も配慮が見られる。

不服申し立ての第一で、筆者らが「メキシコドルは実際の価値を下回ったので」と訳した部分は、「正直段よりメキシコ・トルラル〔ドルのこと〕を引き」と訳している。おそらく幕府通詞には当時の通貨事情が正確には呑み込めていなかったのであろう。但し、筆者らにも、この申し立て原文の計算根拠は不明である。

第二の不服申し立てについては、肝心の請求額 2,975 ドルが幕府訳ではカッコ書きの中で何を意味するのかよく分からない形で示されているのみであり、不服申し立ての主旨が「取極、整わざる事」に替わっている。意図的とは言えないかもしれないが、ライスの請求がきちんと伝わったとは思えない。

第 3 の不服申立に関しては、原文では「昨年の奉行」と個人の責任を追及する形であるのに対して、幕府訳では「彼は」と訳しながら、わざわざ「奉行衆を申し候」との訳注を補っている。これは個人に対する責任追及を回避する意図とも、実態を反映する意図とも解され

る。「介入」は、ここでも「談判」と訳されている。

幕府の通詞の訳には、上司に対する一定の配慮が読み取れると言えよう。また誤訳や意識によって、双方に誤解が生じる可能性もあったと思われる。訳は名村五八郎。

4. 箱館奉行支配定役大橋宥之助立腹の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 LXXXVIII 番、83～84 頁（幕府訳参照
『大日本古文書幕末関係文書之二十八』63 番、106 頁）

〔翻訳文〕

箱館在勤合衆国貿易事務庁箱館支庁

E・E・ライスから箱館奉行所への書簡

1859 年 11 月 4 日

箱館

合衆国貿易事務庁

箱館支庁

1859 年 11 月 4 日

津田近江守箱館奉行閣下

謹啓

私はすべての問題を解決するために、閣下の配下の役人大橋〔大橋宥之助。箱館奉行支配定役〕に次の提案をいたしました。大橋は激昂して去りました。腹を立てた大橋が如何に愚かであるか、閣下がおわかりになりますよう、その提案をお送りします。

謹白

E・E・ライス

「ライス氏と箱館奉行所との間のあらゆる問題を解決するためのライス氏の友好的な提案。貿易、両替、その他への介入により、ライス氏が結果として極めて多大な損害を被ってしまったので、今回すべての問題が解決されるべきである。この商売に関するすべての書類や書簡などは、ライス氏が 1,500 ドルを奉行所に支払うものとなった時に返還されるべきであること。加えて、奉行は、次のことを約する押印付きの書面を与えるものとする。すなわち、来たる 5 月〔和暦では 6 月〕までに 6,000 ピクルのジャガイモを 1 ピクル当たりアメリカ半ドルで求めた場合、引き渡すことを約束すること。ライス氏は購入したあらゆるものの代価を同日に支払う。そうすれば、これ以上、困難はなくなるかもしれない。また、奉行所の役人は、ライス氏の売買すべてにおいて、これ以降介入してはならない。

しかし、奉行とその配下のすべての役人は、ライス氏が損失の一部を埋め合わせできるように、可能な限り安く、ライス氏がすべての物を購入できるよう手助けすること。また、すべての日本人役人とライス氏との間であらゆることが友好的に執り行われること。

私、箱館奉行は、ライス氏からの上述の件につきまして同意し、すべてがそのように処理されるものとする。(以下略)」

〔論考〕

ジャガイモの生産に関して言えば、幕末までは蝦夷地で自然に育っていたものをアイヌ人が時折食べることがあっても、史料 3 の不服申立の写しの論考で述べたように、食用として生産されることはなかった。しかし、1854 年の日米和親条約の締結以来、外国人の需要に応えるために蝦夷地で栽培が開始された。その取引の自由化は日米和親条約締結以後 5 年目、ライスが箱館に来て以来 3 年目である。しかし、日本人商人の不慣れを理由に箱館奉行所の役人が介在するケースが生ぜざるを得なかった。ライスはその介入を箱館奉行所の意図的な貿易の妨害と受け止めていた。上記の書面はその損失に対する訴えであると考えられる。

懸案だったジャガイモの自由販売が可能となったのは、前出史料 3 で述べたように、1859 年 12 月 16 日である。ジャガイモの取引は箱館奉行所の管理下から自由取引に移行し、外国人は日本商人との自由取引でジャガイモを入手することが可能になった。その直前の書簡であることから、自由取引導入前にこれまでの損害を清算させたいとライスは考えたのであろう。対して箱館奉行所の与力の大橋はこれを認めず、ライスは上記のような書簡を発したのであろう。

〔幕府訳について〕

問題の役人、大橋は、原文では O'Horse である。先に指摘した *interference* の訳語としては、ここでは「媒酌」が用いられている。先の「談判」とは、またニュアンスが異なる。訳は植村直五郎。

5. 洋銀引替につき同国人商人申出の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 XC 番、86～87 頁（幕府訳参照『大日本古文書幕末関係文書之二十八』95 番、189 頁）

〔翻訳文〕

合衆国貿易箱館支庁事務官
E・E・ライスより箱館奉行への書簡
1859 年 11 月 7 日 箱館

アメリカ合衆国貿易支庁 箱館
1859 年 11 月 7 日

津田近江守閣下

奉行及び各位

謹啓

C・A・フレッチャーからの書簡の写しを同封いたしました。この繰り返される不服申立を避けられるよう、貴殿等に策を講じていただくよう、私は切に請うものです。彼らに外国貨幣を奉行所に預けさせ、江戸からあるいは他の手段で、日本貨幣が届き次第、両替すると証明書を与えたらどうでしょうか。そうすれば、この難しい事態は食い止められます。さもなければ、一連の不服申立を江戸に送らざるを得ません。できる限りそれは避けたいのですが。

謹白

E・E・ライス

写し

E・E・ライス閣下

合衆国貿易事務官

箱館

謹啓

税関（運上所）が〔日米修好通商〕条約“第 5 条”に従った両替を拒否した結果として、私は以下を謹んでお知らせします。私の商売は、それによって甚だしく妨害されております。と申しますのは、商品の支払いで、日本の貨幣で支払うよりも外国貨幣で支払う方が 15 から 20% 高になっているからです。従って、以下を申し述べさせていただきます。私が損失なく商売ができるように手立てが講じられないならば、貴支庁の介入を通して、日本政府に責任を負わせたいと思います。この問題に対する貴殿の一刻も早い対応を求めます。

謹白

C・A・フレッチャー

箱館

1859 年 11 月 7 日

[論考]

上記の文書は、貿易関税の納入方法によって生じた不利益に対するアメリカ側の訴えである。また外貨で支払うとアメリカ側に損失が発生するとの訴えである。当時の貿易の決済通貨はメキシコドルであった。箱館港においても同様であり、港内の諸手数料や罰則金はメキシコドルで課せられていた。

しかし、日本ならではの事情が考慮されていた。日米修好通商条約第 5 条の規定では、「日本人外国の貨幣に慣れされは開港の後凡 1 箇年の間各港の役所より日本の貨幣を以て亜米利加人願次第引渡すへし。向後鋳替の為め分割を出すに及ばず日本貨幣は（銅銭を除く）輸出する事を得並外国の金銀は貨幣に鋳るも鋳さるも輸出すへし」とある。「日本開きたる港々に於て亜米利加商民貿易の章程」第 7 則第 2 類の規定では、その税率は酒類を除いて 5 パーセントである（なお同第 3 類規定で酒類は 35%である）。

これらの理由で、貿易の決済が日本貨幣またはメキシコドルの両方で行われたと考えられる。日本貨幣と外国貨幣の為替や日本貨幣の改鋳、ひいては江戸から遠隔の地にあった箱館港の事情を考え合わせると、貿易の決済や商品の購入は複雑化した一連の商業活動であったと推測できる。

書簡から読み解くと、箱館奉行所には両替用の日本通貨が不足しており、その解決方法として、外国通貨を奉行所に供託させ、通貨が到着次第、両替に応じるという証明を発行したらどうかとライスは提案している。ライスは解決しなければ、江戸に不服申し立てを送ることを示唆して、奉行所に「揺さぶり」をかけている。なかなか巧みである。

この訴えの 15~20%高の原因としては、前出「奉行所取扱不法につき損害賠償の件」で述べた当時の日本をめぐる世界貿易の通貨情勢に関係していると考えられる。

[幕府訳について]

この文書にも *interference* があるが、ここでは「立ち合い」と訳されている。また、「日本政府に責任を負わせたい」という強い意志は、「日本政府の返答を保つべきを、述ぶるを乞う」として、まったく責任については触れていない。*hold a person responsible for ...*（人に...の責任を負わせる）という熟語を単に訳せなかったのか、このような強い主張を訳すのを避けようとしたのかは不明である。

6. 五升芋売渡方の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 LXXXIX 番、85 頁（幕府訳参照
『大日本古文書幕末関係文書之二十八』104 番、221 頁）

〔翻訳文〕

合衆国貿易事務所

箱館 1859 年 11 月 9 日

津田近江守閣下

謹啓

私は大量のジャガイモを買い、売買契約を確実にするために料金も支払いました。たとえ如何なる税でも（かかるのであれば）、請求されれば、支払う用意があります。しかし、商人は奉行閣下の許可なくジャガイモを納入することを恐れております。と申しますのは、何人かの小役人たちが禁止しているからです。本日、私は次のことを述べる日本語と英語の書面を閣下に依頼せざるを得ません。すなわち、誰でも私に、ジャガイモその他をいつ何時納入しても差し支えなく、そうしたからといって罰せられることにはならないこと。また、ジャガイモその他、私に納入された物に対する税金を、私がいかに支払わなければならないか、ということです。

謹白

E・E・ライス

〔論考〕

この文書はジャガイモの売買契約に関することである。この文書からは、外国人との貿易に対する日本商人の当初のおっかなびっくりの対応が読み取れる。すなわち、日本商人と外国商人との間で自由売買が許可される方向に向かっていた時にも、日本商人が箱館奉行所の意向を気にかけて、すぐに自由な取引をしにくかったことがうかがわれる。そのためにライスは、箱館奉行に外国人への納入が問題ないことを示す書面を依頼したのであろう。その際にライスは税金についても触れている。これは日本側から見ると輸出品にかかる税金であるので、輸出課徴金と言えられる。

〔幕府訳について〕

大意は通じており、大きな問題はない。

7. 煎海鼠干鮑輸出免状の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 XCV 番、95～96 頁（幕府訳参照
『大日本古文書幕末関係文書之三十』166 番、400 頁）

〔翻訳文〕

箱館在勤合衆国貿易事務官より
合衆国船籍商船ティノス号船長へ ジョン・ベネットへの書簡
1859 年 12 月 9 日 箱館

（写し）

合衆国貿易箱館支庁
1859 年 12 月 9 日

合衆国船籍商船ティノス号船長
ジョン・ベネット殿
謹啓

貴殿は運上所（税関）に煎海鼠 2 箱を船積みする許可を申請し、条約に従い税金を差し出したにもかかわらず、拒否されました。その拒否には確固たる理由がなく、条約に反することなので、貴殿は、もし、本支庁に相当の税金と許可手数料を預けるならば、その荷を船積みしても差し支えない。

E・E・ライス
合衆国貿易事務官

〔論考〕

煎海鼠（イリコ。ナマコの乾物）は蝦夷地が松前藩領であったころから、藩の重要な収入源であった。箱館の開港が決まると、幕府は箱館を幕府の直轄領として箱館奉行所を設置した。直轄地として幕府の命令が迅速に伝わるようにすることと、貿易を独占して利益を上げようとするためと推測できる。幕府は蝦夷地の開発も進めようとした。1854 年以降、煎海鼠は幕府にとって重要な収入源になっていた。その煎海鼠や干鮑（干しアワビ）に対して米英からの貿易自由化の要望があり、幕府は当初難色を示していた。

また、煎海鼠の貿易自由化の要求は、アメリカばかりでなくイギリスからも出されていたが、その背景には煎海鼠が各国との修好通商条約締結以前から、長崎港を經由して輸出されていたことが挙げられる。

煎海鼠は昆布や干鮑と並んで、蝦夷地の海産物の中でも特に品質が良いことが知られていた。箱館港で貿易が開始されてからは、三大海産物として取引されている。1864 年の記録によると、取扱量では、ジャガイモよりも多かった。1877 年の箱館港上半期の貿易状況では、

1 位が昆布、2 位が硫黄、3 位が煎海鼠、4 位が燻製と塩漬けの魚、5 位が鹿の角（漢方薬としてである）、6 位が干鮑であった。

箱館港はアメリカ捕鯨船の寄港地だけでなく、日本の貿易港として着実なスタートを切ったことがうかがわれる。その主因の一角をなしたのが蝦夷地の海産物であり、外国商人は質の高い海産物を見逃さなかったと言える。

[幕府訳について]

大意は通じており、大きな問題はない。

8. 米人日本人射殺につき裁判の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 XCVI 番、96～97 頁（幕府訳参照『大日本古文書幕末関係文書之三十三』169 番、405 頁）

[翻訳文]

箱館在勤合衆国貿易事務官 E・E・ライスより

箱館奉行への書簡

1859 年 12 月 23 日

箱館

合衆国領事裁判所、箱館、

1859 年 12 月 23 日

日本人射殺にかかる合衆国代理人チャールズ・H・スミス告発の件

奉行津田近江守閣下

謹啓

本日 12 時に上記の件で領事裁判を開く予定です。その際、すべての事実関係は証言により明らかにされます。つきましては、津田近江守閣下におかれましては列席するに最も適切と思われる役人を指名するよう、お願いいたします。また、通訳者を同伴して頂きたいと思えます。

謹白

E・E・ライス

貿易事務官

[論考]

日米間の治外法権は、1854 年の日米和親条約では規定されていなかったが 1857 年 6 月 16 日の日本国米利堅合衆国条約（日米下田追加条約）第 4 条で明文化された。箱館では、当時、

アメリカ側に領事館がなかったために、貿易事務官のライスが裁判にあたったものと考えられる。前の 168 番の文書によると、この米人はライスの部下のスミス（Charles H. Smith）という男で身分上は政府の役人と考えられる。スミスは自分が住まう宅地に侵入し貨幣が入った箱 2 箱と他の物を盗んだ日本人を射殺した罪を問われたのである。盗賊はスミスに見つかり、その盗品を捨てて逃げ去るところを、寝間着のスミスに射殺されたという。

では、なぜライスがこの事件で裁判にあたることになったのか。

日本人が外国人を殺害する事件は 1859 年 6 月末の神奈川・長崎・箱館での自由貿易開始の布告以来、横浜を中心に発生している。その殺害者の逮捕や裁判や処罰は日本の法律によることが定められていた。

しかし、日本に居留するアメリカ（外国人）が罪を犯した場合、アメリカの法律で裁くことになった。とはいえ、犯罪人の逮捕や拘束に関しては、アメリカ（外国）には人員や施設の点で制約があった。そこで、日本側は協力要請があれば、応ずることが定められていた。

けれども、当時箱館には領事が駐在していない。そこで、思い当たるのがライスの身分である。ライスは 1856 年 7 月にマロリー國務長官より **Commercial Agent**、外国駐在の貿易事務官に任命されている。國務省と言え、1854 年に日米和親条約締結を成功させたペリーを派遣した官庁である。ペリーは全権大使として条約交渉を進めると同時に、アメリカ使節全般を掌握管理していた。もちろん、人員の指導や統制や懲罰も含めてである。

後にライスは領事に任命されるが、彼はそれ以前から「領事的」権限を有していたと推測できる。この書簡で「合衆国領事裁判所」と書いていることからそのことは分かる。彼が元々そのような権限を受任していたのか、あるいはハリス領事の代理人の資格で領事裁判を実施したのかまでは文面からは分からない。ただ、ライスは裁判権のみならず、警察権とも言える権限を持って、アメリカの船員が箱館で略奪、乱暴泥酔の生活を繰り返すことを戒めるような行動もしている。水兵たちのそのような行為を海軍士官たちが見て見ぬ振りをした時にも、忍耐強く指導し、時には適切な裁きを行ったことがライスの本国への報告から窺える。日本側もそのようなライスの行動を評価したのであろう。彼に協力する形で、箱館奉行は外国人への酒販売禁止の触れを出すに至った。ここには日米間の協力が見られる。

この事件もそうであるが、ライスは領事的な役割を積極的に果たし、そのような活動が認められて、後の 1865 年のアメリカ初代箱館駐在領事への昇格につながったのではないかと考えられる。

[幕府訳について]

事件名が幕府訳では「日本人を射殺せし告白」となっている。「告発」が「告白」と訳されたのは、米国等の裁判制度が十分に理解されていなかったためではないかとも思われる。訳者は宮川三郎である。

9. 借錢払方の件

『大日本古文書幕末外国関係文書之三十三』巻末史料 XCVIII 番、100 頁（幕府訳参照
『大日本古文書幕末関係文書之三十一』106 番、323 頁）

〔翻訳文〕

合衆国貿易箱館支庁ライスより
箱館奉行への書簡

1859 年 12 月 30 日

合衆国貿易事務官
1859 年 12 月 30 日 箱館

津田近江守閣下

謹啓

奉行所の役人の中には、貴国政府と私との間で精算をして、これ以上いかなる誤解も避けたいという私の立場を理解していないと思われる者がいる。よって、私は以下はっきりと申し述べるが、私と大橋その他の役人の間で個人的になされた解決条件に合意することを貴殿が拒んだので、私はここにすべての提案を取り下げ、金銭に関する貴国政府への全請求額を要求する。また、似たような状況において文明国間で慣例とされているのと同様な方法を取り、私の苦情が解決されるまで、貴殿が私に対して有するかもしれない要求額を支払わないものとする。これが普通であり且つ唯一の適切な方法である。貴殿の私への要求と私の貴殿への要求額はともに相応の時に支払わなければならない。この前私の家であった、大橋と高[高藤之進。箱館奉行支配定役]、二人の無礼な行為に関しては、二人が書面をもって謝罪するまで、再び彼らの訪問を受け入れることはないとする。

謹白

E・E・ライス

〔論考〕

ライスの身分は、1854 年日米和親条約締結後にアメリカ国務省から任命された貿易事務官でアメリカの外交官である。この外交官に対する日本側（幕府側）の対応ぶりは、アメリカのみならず他の締結国からも、尊敬と礼儀を欠くとたびたび指摘されている。江戸におけるハリスやイギリス総領事オールコックらや、彼らの側近からも外交官の権限や外交官に対する尊敬を幕府役人が疎んじることへの訴えが、担当の役人の名前を挙げて行われることがあった。当時、日本は西洋列強と条約を締結し外交官を日本に受け入れたが、相手国に日本の外交官を駐在させたり派遣したりすることはなかった。そのことも、外交官に対して尊敬を欠

く対応の一因だったと推測できる。

このような状況にあつて、イギリスの総領事オールコックは、日本（幕府）の国際感覚や国際政治での常識や見識の不足をヨーロッパ視察団派遣という方法で解決することをイギリス本国に提案している。

この文書は、ライスが、日本側と諸契約を取り結ぶ過程で、事前に約束した内容やその進め方、契約の履行に関して不満や怒りを爆発させた結果であると思われる。この文書のように日本側（幕府側）の役人の名前を挙げて訴えを起こすことは、珍しくなかった。

[幕府訳について]

訳文に大きな間違いはない。「解決条件」(the conditions of the settlement)を「契約の定め」と訳していることが目を引く。他に、原文中の *civilized countries* は、「正しき国々」と訳されている。今日の訳語「文明化」と比べると、*civilized* に「正しき」という訳語が当てられているのは興味深い。文明化＝正しいという認識がこの頃にあったとは思えないが、*civilized* は異質な言葉で訳するのが難しかったことは推察される。なお、*Civilization* を「文明」と訳したのは、後の福澤諭吉であると言われており、文明国と認知されることは明治日本の国家目標でもあった。訳は荒木卯十郎と西富太。

むすび

ライスに関する日本側の記録は、大日本古文書幕末外国関係文書においては、1857年から始まる。本稿ではそのうち、日米修好通商条約批准のための遣米使節が出発する直前である1859年の記録に着目し、ライス発・ライス宛の英文書簡のうち重要なものを翻訳・紹介し解説しながら、当時の日米相互の理解と誤解の要因を探求した。

ライスの仕事としてまず挙げられるのは、世界を席卷していたアメリカ水産業のうちマッコウ鯨捕獲を中心とする捕鯨業のための寄港地箱館港の港湾上の施設設備の整備や、乗組員やアメリカをはじめとする外国商人のための港内外の施設や制度の整備である。例えば、水先案内人の問題、遊歩可能地における外国人の権限の保護や犯罪の取り締まりである。また、船員らの食料の確保も重要であり、ジャガイモや生牛肉の確保に尽力していたことは今回訳出した書簡からも窺える。

次に挙げられるのは、貿易開始にともない、日本貨幣小判や一分銀と世界貿易決済通貨であるメキシコドルなどとの為替問題の処理や運上所（税関）の運営に関する助言や外国商人の貿易損失の請求や当時の貿易禁制品の自由化交渉であり、日本国米利堅合衆国条約（日米下田追加条約）に明記された治外法権・領事裁判権の運用などがあげられる。

いくつかの書簡からは、ライス側の視点からではあるが、日米間にかなりの認識や習慣の相違があり、そこから摩擦が生じたことが見て取れる。とくにライス側は、細かく条約や約定、契約に基づくとして、賠償請求をしている点には、慣習・文化の違いが読み取れる。し

かし一方で、お互いに利益がもたらされるウィン・ウィンの関係を双方で築こうとしていたことも行間からは伝わってくる。摩擦が決定的な対立に至らないのも、双方が相互利益を前提としていたためと推測される。

また、今回訳出したものは現代語訳はいずれも初めてであるが、これらには幕府の通詞による和訳が存在する。その訳文からは、当時の幕府の国際商慣習や国際的な政治経済の理解の水準が伝わる。当時の英文の翻訳にたずさわった通詞は、漢文の文法や語彙を駆使して簡潔な翻訳を心掛けている。通詞の段階では日米の誤解を助長するような誤訳や、意図的に事実を曲解する意識はあまり見受けられない。しかし、封建的な身分社会の中で、直接訳してしまうと相手（米国側）よりも日本側の上司（奉行など）の機嫌を損ねたり、上司に不利益を与えそうな部分については、巧みな言い換えが散見される。また政治・経済・社会や商習慣の部分には、通詞の理解を超えている部分があったことも見て取れる。

ライスは時には、江戸に訴えることを示唆するなど、外交的なブラフは用いているが、武力行使を示唆するような発言は一切なく、日本に対する領土的野心などは少なくとも書簡からは微塵も感じられない。幕末の開国をめぐる歴史では、とかく列強の砲艦外交による日本への強制が強調される傾向がある。しかし、幕末史には、列強の砲艦外交と日本の屈服という図式だけでは語り切れない、交渉と摩擦を通しての相互理解の歩みがあることは、これらの書簡の検討からも明らかであろう。

【注】

¹ ‘Rice Genealogy,’ Otis M Poole Life, 11 July 2000 〈<http://www.antonymaitland.com/rice001.htm>〉 閲覧日 2017 年 6 月 7 日。これによると 1820 年 5 月 7 日生まれ、1885 年 1 月 11 日没。『デジタル版 日本人名大辞典+plus』によると、1822 年生まれて「アメリカの外交官」として記載されている。

² Ibrahim Kargbo, ‘The U.S. Consulate and the Promotion of Trade in Sierra Leone, 1850-80,’ Alusine Jalloh, Toyin Falola (eds.) *The United States and West Africa: Interactions and Relations* (University of Rochester Press, 2008), p.38. など。

³ 1856 年 7 月に米国国務省より貿易事務官に任命され、赴任したのが 1857 年 5 月 1 日となった。

⁴ ‘Confirmation by the Senate Yesterday,’ *Evening Star*, 19 Jan. 1865. 同記事では、箱館は Hakodadi と表記されている。

⁵ 函館日米協会編『箱館開化と米国領事』（北海道新聞社、1994 年）には、National Archives Microfilm Publication Microcopy No. 452 Roll 1, NARA の手書き文書の現代語訳が掲載されている。

⁶ 下田協約第 3 条には、貨幣改鑄の場合、6%分、日本側に余分に支払うという条項がある。6%分多く支払う分を差し引いて計算してみると、その価値が実際の価値を下回っていたので請求するという主旨かと思われる。

【参考文献】

[一次史料]

外務省編『日本外交年表並主要年表 1840～1945』外務省、1972 年。
北山雅史『ペリー艦隊日本遠征記 Vol. I』栄光教育文化研究所出版、1997 年。
北山雅史『ペリー艦隊日本遠征記 Vol. II』栄光教育文化研究所出版、1997 年。
東京大学史料編纂所編『大日本古文書幕末外国関係文書之二十四』、1985 年。
東京大学史料編纂所編『大日本古文書幕末外国関係文書之二十七』、1985 年。
東京大学史料編纂所編『大日本古文書幕末外国関係文書之二十八』、1973 年。
東京大学史料編纂所編『大日本古文書幕末外国関係文書之三十』、1986 年。
東京大学史料編纂所編『大日本古文書幕末外国関係文書之三十一』、1961 年。
National Archives Microfilm Publications Microcopy No. 452 Roll 1, NARA (米国公文書館)

[二次史料]

石井孝『日本開国史』(吉川弘文館、1990 年)。
板橋守邦『北の捕鯨記』(北海道新聞社、1989 年)。
井上能孝「E・E・ライス米国領事公文書の再評価」『函館大学論究』第 27 輯、函館大学、1996 年。
大川昌利『貨幣の歴史学』(日本銀行情報サービス局、2011 年)。
佐藤雅美『大君の通貨』(文芸春秋、2000 年)。
滝沢武雄『日本の貨幣の歴史』(吉川弘文館、1996 年)。
東野治之『貨幣の日本史』(朝日新聞社、1997 年)。
ドリン、エリック・ジェイ著(北条正司訳)『鯨とアメリカ アメリカ捕鯨全史』(社原書房、2014 年)。
日本学術協会『図説日本貨幣史』(展望社、1991 年)。
「日本を動かしたお金と経済」『日本の貨幣コレクション』7 号、2017 年 10 月 18 日号、5～8 頁。
函館日米協会編『箱館開化と米国領事』(北海道新聞社、1994 年)。
葉済保裕「日米和親条約締結にともなう捕鯨と箱館開港の歴史的意義—1853 年～1859 年—」城西国際
大学大学院人文科学研究科国際文化専攻(修士論文)、2017 年 3 月。
濱屋雅軌「神奈川条約締結におけるアメリカ・ジャーナリズムの対日認識の動向」秋田経済法科大学法
学部『秋田論叢』第 7 号、1991 年。
久光重平『日本貨幣史概説』(図書刊行会、1996 年)。
前田敬次郎、寺岡義郎『捕鯨—附 日本の遠洋漁業』(日本捕鯨協会、1952 年)。
町田俊昭「神奈川条約文の誤訳の発生過程」日本歴史学会編『日本歴史』第 322 号、1975 年。
マックファーレン、チャールズ著(渡辺惣樹訳)『日本 1852』(草思社、2010 年)。
森田勝昭『鯨と捕鯨の文化史』(名古屋大学出版会、1994 年)。

English Documents on Elisha E. Rice in the Bakumatsu Period: Perception and Misperception in Japan-U.S. Relations

Yasuhiro Hazumi, Akira Iikura

Abstract

Elisha E. Rice, a commercial agent of the United States, landed in Hakodate, Japan, in April 1857, and set up the United States Commercial Agency in May to coordinate trade and commercial relations between Japan and the United States. He dealt not only with commercial matters but also various matters including jurisdictional issues. Rice and the Japanese governors at Hakodate (Hakodate Bugyō) with their subordinates struggled to build up commercial relations and, as a result, brought about somewhat better dealings among them by overcoming frictions and misunderstandings. First, this research note attempts to translate letters from Rice to Bugyō and letters to Rice in 1859 and investigates how they managed to establish a mutually beneficial relationship. This note also examines the old translation of those letters by the translators of Tokugawa Shogunate (Tokugawa Bakufu) and clarify how they understand or misunderstand foreign business practices and so on. The history of the opening of Japan to the West in the last days of the Tokugawa government, — the so-called Bakumatsu era —, tends to emphasize the gunboat diplomacy by the Western powers through which they forced Japan to yield to their demands. However, the letters related to Rice reveal the gradual progress toward mutual understanding between Japan and the United States through problem-solving, negotiations and mutual rapprochement.